

高等学校家庭科における消費者教育の効果的な学習指導の在り方 －中学校技術・家庭科との系統性を視野に入れた工夫の実際－

長期研修員 辰巳理恵子

Tatsumi Rieko

要　　旨

中学校技術・家庭科及び高等学校家庭科における消費者教育の現状を把握するため、実態・意識調査を実施したところ、授業時間数の不足、効果的な授業のために視聴覚教材が有効であること、家庭科教員が生徒に育てたい力は生活問題解決のための実践的能力であることが明らかになった。この結果を基に、中学校技術・家庭科との系統性を視野に入れ、他の内容と関連性を図り、グリーンコンシューマーの育成を目指した高等学校家庭科における消費者教育の指導計画及び学習指導案を作成した。

キーワード： 消費者教育、中学校技術・家庭科との系統性、内容の関連性、
グリーンコンシューマー

1 はじめに

近年、消費生活環境が多様化・複雑化する中、インターネットでの商品の購入・サービスの利用が大きく増加し、平成17年に3.5兆円だった年間売上高は、平成22年には7.8兆円となり、今後も伸び続けることが推測される。こういった状況に伴って、消費者問題は急増し、フィッシング詐欺など巧妙な手口のものも出てきた。この被害は、インターネットの利用率が平成25年に97.9%に達している若者にも広がり、年々増加している。

こうした状況から、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現することを担う行政機関として、平成21年に消費者庁が発足した。平成24年には、「消費者教育の推進に関する法律」が制定され、国や自治体の責務として消費者教育を充実させるとともに、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することとなった。さらに、学校教育では、『高等学校学習指導要領解説家庭編』の中で、「生きる力」を具現化するものの一つとして消費者教育が挙げられ、子どもたちが適切な意思決定に基づき責任をもって、生涯を見通した消費行動ができる力を育成する教育活動の充実が求められている。

さらに、環境面と関わった消費行動の在り方も大きな問題である。様々な商品・サービスにあふれた社会では、大量生産・大量消費・大量廃棄が行われ、資源とエネルギーの浪費による環境負荷が増大し、私たちの生活にも影響を与えることになる。こうした状況に対応するために、豊かな未来を地球規模で考え、持続可能な社会を構築することが求められる。そのためには、資源・エネルギーの有限性を理解し、環境全体を考えた行動や商品選択、意思決定などができる消費

者であるグリーンコンシューマーを育てることが大切であると考える。

2 研究目的

前述のような現状において、消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する「消費者市民社会」を構築するためにも、社会の動向やニーズを反映し、自ら考え行動できる力を、子どもたちが早い段階から身に付けなければならない。そのためには、必要な情報や教育を受ける機会が提供され、子どもたちが自立した消費者として能動的に行動できる存在となることが重要である。つまり、消費活動が活発になる中学校や高等学校における消費者教育の在り方が影響を与えることになり、家庭科の果たす役割は大きいと考える。特に、中学校技術・家庭科（家庭分野）と高等学校家庭科において、発達段階に応じた系統的な消費者教育を実施することによって、学習内容を理解させやすく、消費生活の充実・向上を図る力を身に付させることが期待できる。

そこで、子どもたちに消費者として主体的に行動できる力を定着させ、実践力を身に付けさせるために、生活に役立つ学習内容や学習効果を高める指導方法を、先行研究や実態・意識調査結果の分析等を通して明らかにし、中学校の技術・家庭科（家庭分野）との系統性を視野に入れた高等学校家庭科での消費者教育の効果的な指導の在り方を探る。

3 研究方法

- (1) 先行研究の調査
- (2) 家庭科の授業に関する実態・意識調査
- (3) 家庭科の授業に関する実態・意識調査結果の集計・分析
- (4) 高等学校家庭科における効果的な消費者教育の指導方法についての提案・実践

4 研究内容

- (1) 先行研究の調査

ア 学習効果の高い指導方法について

田中・鳥井（2010）は、高等学校家庭科教員を対象に、家庭科の授業における消費者・金融教育に関する調査を実施した。これによると、「生徒が自分のこととして捉えにくい内容に関しては、生徒の興味をひく優れたビデオ・DVDが高校に提供されれば、有効に活用され学習効果も高いと考えられる。」と述べている。これは、未体験の生活課題・問題であったとしても、視聴覚教材を通して追体験することによって、学習者が自分の生活に結び付けやすくなり、学習効果が高まるためと考えられる。しかし、「消費者能力および金融等に関する内容を高等学校家庭科の授業で実施し、その能力を高校生に育成するためには、これらに関する教員への研修や生徒へのタイムリーで楽しく学べる効果的な教材の提供が必要であると言える。」とも述べており、効果的な視聴覚教材が十分提供されていない現状を明らかにしている。

イ 実施時間と必要時間数について

現在の消費社会において、消費者教育は幼児期から高齢期までのそれぞれの時期（以下「ライフステージ」という。）に、様々な場面で取り組まれる必要がある。消費者庁から出されている「消費者教育の体系イメージマップ」では、ライフステージ別に消費者として身に付けておきた

い目標の目安が示されており、発達段階に応じた段階的な消費者教育の充実が求められている。しかし、消費に関する生活活動についての学習（以下「消費生活」という。）を扱う時間数について、中学校と高等学校の教員を対象に鈴木・大本（2013）が実施した調査では、「年間の平均授業時間数は、中学5.8時間、高校5.6時間となっている。充実した消費者教育を実施するために必要な時間数は、年間8.7時間（中学）、10.2時間（高校）と回答していることから、十分な時間が確保できていない現状がうかがえる。」という実態が明らかにされており、学習内容の精選が必要であることが分かる。また、上記調査において、「『消費者トラブル』は中学・高校とともに85%の教員が扱っており、キーワードの選択の仕方も類似の傾向にあった。」と述べている。このことは、中学校と高等学校の授業で扱う内容を特徴的に表すキーワードで研究すると、中学校と高等学校で学習する内容に重なりがあることを指摘していると言える。しかし、中学校と高等学校で扱うキーワードに重なりがあっても、発達段階に応じて子どもの思考は深化することから、学習のポイントは変化し、育てたい力も発展的なものとなっていることに注意しなければならない。つまり、高等学校では、授業時間数の不足を補うために、精選した消費者教育の展開が必要であるが、その際、教員は中学校での学習を視野に入れ、系統性に留意しなければならないと言える。

（2）家庭科の授業に関する実態・意識調査

ア 調査対象

県内公立中学校A、B、Cの技術・家庭科（家庭分野）担当教員（以下「中学校教員」という。）
3名

県内公立中学校Aの第3学年の生徒91名

県内公立高等学校D、E、Fの家庭科担当教員（以下「高等学校教員」という。）5名

県内公立高等学校Dの第1学年の生徒280名

なお、高等学校との系統性を明らかにするため、A、B、C中学校から進学した生徒の多い高等学校を上位3校選んだ結果、進学者数の多い順にD、E、F高等学校となった。

イ 調査実施期間

平成26年6月上旬から10月中旬

なお、中学校で学習した「消費生活」の実態や意識を明らかにするため、中学生は、「消費生活」を学習し終えた段階の者を対象とした。また、高校生は、「消費生活」を高等学校でまだ学習していない者を対象とした。このようにすることで、中学生は学習直後の「消費生活」の捉え方を、高校生はある程度時間が経過した後の「消費生活」の捉え方を調査することができた。

ウ 調査方法

留置調査法を用い、調査対象校の生徒には担当教員から調査目的と任意であることを説明したうえで、承諾した者のみ回答を求めた。

エ 回答数と有効回答率

中学校教員3名（100%）、中学生82名（90.1%）、高等学校教員5名（100%）、高校生280名（100%）

（3）家庭科の授業に関する実態・意識調査結果の集計・分析

ア 学習内容別にみた生徒の興味度

『中学校学習指導要領』では、家庭分野は、「A家族・家庭と子どもの成長」「B食生活と自立」「C衣生活・住生活と自立」「D身近な消費生活と環境」の4つの内容で構成されているが、

本調査ではより詳しく中学校の学習実態を把握するために、学習内容の系統別に「家族・家庭生活」「保育」「食生活」「衣生活」「住生活」「消費生活」「環境」の7つに分類することとし、中学生と高校生に、中学校技術・家庭科（家庭分野）での各学習内容で興味をもったことを3つ尋ね、その回答数の多少を興味度の高低とした。表1は、興味をもったと回答した数の多い順に整理したものである。その結果、「消費生活」は高校生になると大きく順位を下げている。このことから、「消費生活」は、「消費生活」を学習した直後の中学生にとっては興味をもつものと言えるが、「消費生活」の学習から時間が経過した高校生にとっては興味が薄れていくものであることがわかる。

イ 興味をもった学習内容

県内の中学校で使用している教科書から「消費生活」の授業で扱う具体的な学習内容（以下「学習項目」という。）について、中学生や高校生が興味をもったことを尋ねた。中学生では「携帯・ネットトラブル」「悪質商法」、高校生では「悪質商法」「品質表示・マーク」の学習項目について興味をもったと回答している。これらの結果から、「携帯・ネットトラブル」「悪質商法」「品質表示・マーク」は、中学生や高校生の身の回りで増加しているトラブルとの関連が大きく、自分の生活に密着した身近なこととして捉えやすいものであり、安全で安心できる生活を送るための学習として興味をもったと思われる。

ウ 興味をもった学習方法

次に、イで明らかになった興味をもった学習項目は、どのような学習方法で学んだかを尋ねた（表2）。中学生では、「ビデオ・DVD」「ロールプレイング」などで、授業を通して疑似体験できる学習方法が用いられていた。また、高校生でも、「ビデオ・DVD」「実物提示」を活用した学習方法であったと回答した。これは、(1)アの先行研究の田中・鳥井（2010）と同様であり、県内の中学校で、学習効果を高めるために視聴覚教材などを活用し、生徒の興味を引く工夫がなされていると言える。このことから、中学校、高等学校のいずれにおいても、視聴覚教材の活用によって効果的な学習指導ができると考えられる。

エ 生活に役立つ学習項目

イの結果から、中学生や高校生が興味をもって授業に取り組むには、自分の生活に身近で、生活に役立つ内容であることが一つの条件と考えられる。表3は中学生・高校生が生活に役立つと思った学習項目についてまとめたもので、中学生・高校生の上位に挙がったものである。中学生・高校生共に、「商品購入」「携帯・ネットトラブル」「悪質商法」「クーリング・オフ」「支払い方法」を生活に役立つ学習項目として挙げている。「消費生活」を学習した後、時間が経過している高校生でも高いと言うことは、その後の生活の中でもこれらの知識を活用している若しくは活用しようとしていると考えられる。つまり、高校生の印象に残っている学習項目であると言える。以上のことから、これら5つの学習項目については、高等学校の授業では、発達段階特有のねらいは押さえるべきであるが、効率化を図った授業展開ができると考えられる。

オ 教員が学習を通して育てたい力

表1 家庭科の学習内容の興味度

	中学生	高校生
1 食生活	食生活	
2 消費生活		保育
3 衣生活	衣生活	
4 環境		住生活
5 住生活	家族・家庭生活	
6 家族・家庭生活		消費生活
7 保育		環境

表2 興味度の高い学習項目の学習方法

	学習項目	学習方法
中学生	携帯・ネットトラブル	ビデオ・DVD
	悪質商法	ロールプレイング
高校生	悪質商法	ビデオ・DVD
	品質表示・マーク	実物提示

表3 生活に役立つ学習項目

	中学生	高校生
1 携帯・ネットトラブル	商品購入	
2 クーリング・オフ	携帯・ネットトラブル	
3 商品購入	悪質商法	
4 悪質商法	品質表示・マーク	
5 支払い方法	クーリング・オフ	
6		支払い方法

中学校教員、高等学校教員それぞれに「消費生活」で育てたい力上位3つを尋ねた。1位を3点、2位を2点、3位を1点として集計したところ、中学校教員では「生活問題解決のための実践的能力」「生活に関する意思決定能力」「自立できる生活技術」の順で高かった。また、高等学校教員では、上位2つは中学校教員と同様で、次いで「生活問題に対する批判的能力」であった（表4）。これは、『中学校学習指導要領解説技術・家庭編』では、「生活の自立を目指し、家庭生活をよりよく豊かに創造しようとする能力を育成する。」ことがねらいとされ、『高等学校学習指導要領解説家庭編』では、「主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。」こととされており、発達段階に応じて育成する能力や態度が変化していることが背景にあると考えられる。つまり、高等学校では、自己の生活の改善だけでなく、社会へ意見を発信する力を育てることで、社会人としての自覚も高めるというねらいが加わっており、そのため違いがあると思われる。

表4 「消費生活」で育てたい力

	中学校教員	高等学校教員
1	生活問題解決のための実践的能力	生活問題解決のための実践的能力
2	生活に関する意思決定能力	生活に関する意思決定能力
3	自立できる生活技術	生活問題に対する批判的能力

力 授業時間数と必要時間数

「消費生活」に充てる授業時間数について尋ねると、授業時間数が4～6時間と回答した中学校教員は時間数が不足と回答し、7～10時間と回答した中学校教員は時間数は適当と回答している。また、高等学校では他の内容との兼ね合いから4～6時間しか確保できておらず、高等学校教員は時間数が不足していると感じており、(1)イの先行研究の鈴木・大本（2013）と同様の結果となった。

そこで、高等学校での授業時間数の不足を改善するために、エで述べた生活に役立つ学習項目である「商品購入」「支払い方法」「クーリング・オフ」「携帯・ネットトラブル」「悪質商法」と関連する学習項目については、復習に多くの時間を取る必要はないと考えられる。家庭科は、中学校での学習後、高等学校で同じ系統の内容を学習するまでに時間が経過していることもあるため、復習に時間がかかることがある。したがって、高等学校で初めて学習する「三者間契約」など発達段階に応じたものを中心扱い、学習項目を精選し、新しい知識や技術を学ぶことに時間を活用することで、内容を充実させた授業づくりができると考えられる。

キ 中学校教員の実施状況と重要性

中学校教員に、「消費生活」の各学習項目について4件法で質問し、実施状況と重要性について、「必ず実施している、非常に重要だと思う」を4点、「ほぼ実施している、重要と思う」を3点、「実施していないことが多い、あまり重要と思わない」を2点、「実施していない、重要と思わない」を1点として集計した。その結果の各項目別平均値が図1である。全く実施していない学習項目はなく、少ない時間数の中でも、授業を工夫しながら実施していることがわかる。ただ、実施状況

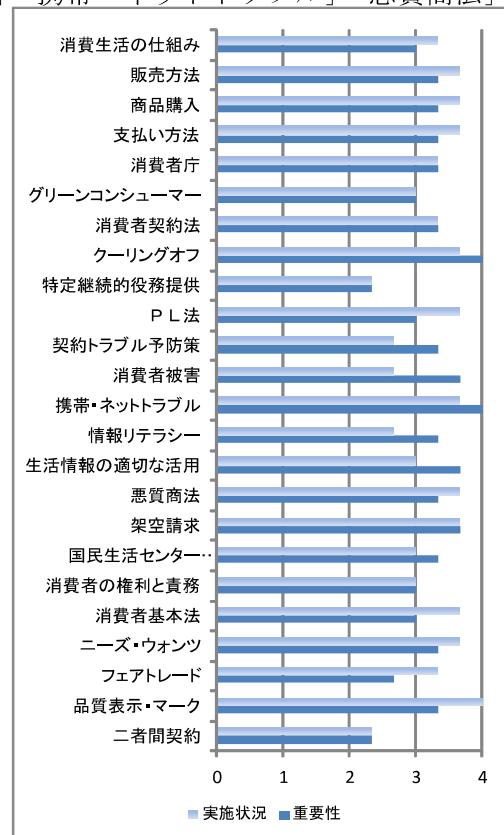


図1 中学校教員の実施状況と重要性

と重要性の間に比較的差があるので、実施状況が重要性に対して低くなっているのは、「契約トラブル予防策」「情報リテラシー」である。「契約トラブル予防策」については、生徒の消費活動が高額化する高等学校での学習に委ねることも一つの方法である。「情報リテラシー」については、中学校技術・家庭科（技術分野）の「D情報に関する技術」で学習することとなっており、連携を図っていると考えられる。

ク 高等学校教員の実施状況と重要性

次に、キと同様の内容を高等学校教員に調査すると、図2のような結果となった。中学校教員同様実施状況と重要性に比較的差があるので、重要と思っていても実施率が低いものは、「一人暮らしに必要な費用」「生涯ライフプラン」「携帯・ネットトラブル」であった。中学校と高等学校の系統性やエの結果と共に考え合わせると、「携帯・ネットトラブル」は、精選して取り扱うことができる。ただ、「一人暮らしに必要な費用」「生涯ライフプラン」は高等学校になって初めて学習する学習項目なので、時間確保の工夫が必要になってくる。

また、キでわかった中学校での実施状況と重要性に比較的差のある「契約トラブル予防策」については高等学校では「クレジットカード」「多重債務」「自己破産」などで学習することになる。一方、「情報リテラシー」については高等学校の家庭科でも実施率は低い。これは高等学校では「情報」の授業との連携が図られており、実施率が低くなっていると考えられる。

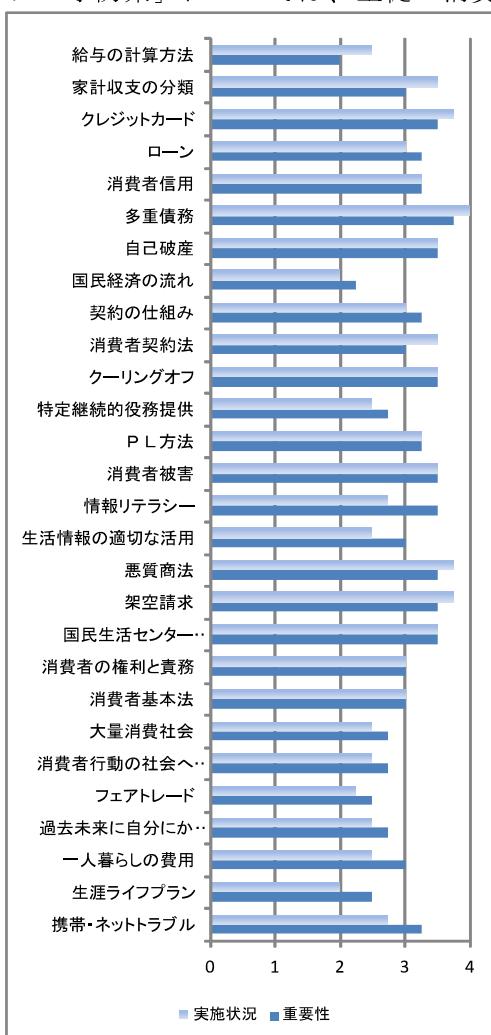


図2 高等学校教員の実施状況と重要性

(4) 高等学校家庭科における効果的な消費者教育の指導方法についての提案・実践

ア 家庭基礎の「消費生活」と「消費生活」以外の内容を関連させた指導計画と、その学習指導案の作成

実態・意識調査の結果から以下の①～⑥が明らかになった。①「消費生活」は、学習直後の方が興味が高い。②「携帯・ネットトラブル」「悪質商法」「品質表示・マーク」といった中学生や高校生にとって興味の高い学習項目は、視聴覚教材を活用した授業が行われている。③「商品購入」「携帯・ネットトラブル」「悪質商法」「クーリング・オフ」「支払い方法」の学習項目は、生活に活用されている。④「消費生活」の学習を通して、中学校教員の育てたい力は、「生活問題解決のための実践的能力」「生活に関する意思決定能力」「自立できる生活技術」で、高等学校教員の育てたい力は、「生活問題解決のための実践的能力」「生活に関する意思決定能力」「生活問題に対する批判的能力」である。⑤高等学校教員は「消費生活」を扱う授業時間数が不足していると考えている。⑥学習項目の中で、重要と考えているが実施状況が低いものは、中学校では「契約トラブル予防策」「情報リテラシー」で、高等学校では「一人暮らしに必要な費用」「生涯ライフプラン」「携帯・ネットトラブル」である。以上①～⑥を踏まえ、高等学校での効果的な消費者教育について分析を進めるうえで、授業実践協力校が選択履修している家庭基礎における

る「消費生活」を取り上げることにした。

『高等学校学習指導要領解説家庭編』において、家庭基礎では「消費生活」を扱う「消費生活と生涯を見通した経済計画」「ライフスタイルと環境」という内容以外に、「青年期の自立と家族・家庭」「子どもの発達と保育」「高齢期の生活」「共生社会と福祉」「食事と健康」「被服管理と着装」「住居と住環境」「生涯の生活設計」（以下「他の内容」という。）という内容がある。これらは全て私たちの生活に関わるもので、互いに密接に関連している。そこで、「消費生活」と他の内容の関連を図る指導計画を作成することで授業時間の不足を補うことができ、さらには、(3)アで明らかになったように学習直後の方が興味度が高い「消費生活」を1年間を通じて学習することで、その後の生活の中で興味を継続できると考えた。具体的には、表5のように、「青年期の自立と家族・家庭」や「生涯の生活設計」で学習する「ライフコースの多様化とワークライフバランス」や「生涯を見通した生き方」の学習の際、(3)クで実施状況が低いとわかった「生涯ライフプラン」と関連を図ることができる。また、同じく実施状況が低い「一人暮らしに必要な費用」については、「住居と住環境」の「住生活の計画」との関連を、さらに、「ライフスタイルと環境」（持続可能な社会の構築）については、「食事と健康」や「被服管理と着装」との関連を図ることができる。

表5 「消費生活」と関連して展開できる題材

内容	題材	評価規準	育てたい力	関連をもたせた「消費生活」の学習項目
家族	ライフコースの多様化とワークライフバランス	〈知〉・生涯を見通した経済計画の重要性について理解している。	生活に関する意思決定能力	・過去未来に自分にかかる費用
	生涯を見通した生き方	〈思〉・人生における経済計画を立て、リスク管理について考え、工夫している。	生活に関する意思決定能力	・生涯ライフプラン
食	食生活の安全と衛生	〈閑〉・食品表示に興味をもち、主体的に責任のある消費行動をとろうとしている。	生活問題に対する批判的能力	・情報リテラシー ・生活情報の適切な活用
	これからの食生活	〈閑〉・自らの消費行動が社会や環境へどういった影響を与えているかに関心をもち、責任ある行動をとろうとしている。 〈思〉・食品の購入から廃棄、環境との関わりなど、持続可能な食生活について考え、工夫している。	生活問題解決のための実践的能力 生活問題に対する批判的能力	・大量消費社会 ・消費者行動の社会への影響 ・消費者の権利と責務 ・フェアトレード
被	衣生活と環境	〈閑〉・次世代に引き継げる衣生活のあり方について、自分たちのできることに関心をもって取り組もうとしている。 〈思〉・衣服の購入から廃棄までを、環境と関連させて考え、工夫している。	生活問題解決のための実践的能力 生活に関する意思決定能力	・大量消費社会 ・消費者の権利と責務 ・フェアトレード ・消費者行動の社会への影響
	住生活の計画	〈知〉・家計管理の大切さを理解し、消費行動における適切な意思決定を行うための知識を身に付けていく。	生活に関する意思決定能力	・一人暮らしに必要な費用

表中の表記について、家族は「青年期の自立と家族・家庭」「生涯の生活設計」、食は「食事と健康」、被は「被服管理と着装」、住は「住居と住環境」、〈閑〉は関心・意欲・態度、〈思〉は思考・判断・表現、〈技〉は技能、〈知〉は知識・理解を表す。

表5に示した関連について、詳しくは資料1-1・2・3にまとめた。資料1-1は、一般的な「消費生活」の指導計画に、前述の実態・意識調査で挙げた具体的な学習項目を入れたものである。その学習項目のうち、他の内容と関連させて学習できるものについては、資料1-2で示すように、他の内容の指導計画の中に組み入れて網掛けで表し、育てたい力と合わせて表記した。次に資料1-3では、資料1-1から、資料1-2に組み入れた学習項目と、(3)エで明らかになった学習項目を精選したものである。このように、資料1-1を、資料1-2と1-3に分けることで、「消費生活」を他の内容と関連させ継続的に学習し続けることができ、一方で、調査結果からわかった「消費生活」に割り当てることのできる授業時間数である4~6時間内で「消

費生活」のみの学習ができるよう計画した。その結果、「消費生活」への興味を継続させ続けることができ、授業時間の不足を克服できると考えられる。

また、資料1-2に関わる「消費生活」以外の内容、具体的には、「家族」「食生活」「衣生活」「住生活」に「消費生活」に関わる学習項目を関連させた授業展開例（以下「学習指導案」という。）を作成した（資料2参照）。この学習指導案には、中学校技術・家庭科で学習したこととの系統性についてや、「消費生活」の観点で育てたい力についても記載した。さらに、「ライフスタイルと環境」を学習するに当たっては、生徒の生活とかけ離れず、できるだけ生徒がイメージしやすいように視聴覚教材を活用することで、学習内容の定着率を高められるように工夫した。また、各学校の実態を踏まえて活用できるように、参考となる他の視聴覚教材についても記載した。ただ、生徒の実態は、学校で異なるため、資料1-1・2・3および資料2を基に各学校の実態に合ったものに改善し、それぞれの育てたい力を育成する一助としてもらいたい。

イ 学習指導案の実践

作成した学習指導案を用いた授業実践を県内公立高等学校D校に依頼し、その授業前後の高校生の意識変化や、授業実践者の意見を調査し分析することで、その学習指導案の成果を検証し、汎用性の高いものに改善することを試みた。ただ、D校の年間指導計画に沿ったもので実施したため、実際に用いた学習指導案は「食事と健康」の本時案②のみとなった。

これは、日本の食糧自給率に焦点を当て、食品ロスやフードマイレージを取り上げ、環境負荷の少ない循環型社会の在り方について扱ったものである。「食生活」と「消費生活」との関連を図り、消費行動と環境との関わりを、食生活という切り口で扱うことで、生徒の日々の行動と環境問題とを結び付け、「生活問題に対する批判的能力」を育成することを目指した。また、農林水産省が作成した視聴覚教材「食料の未来を確かなものにするためには」を活用し、日本の食にまつわる現状について具体的に理解できるよう工夫した。

(7) 授業実践前後の生徒の実態・意識調査

a 調査対象

県内公立高等学校Dの第1学年の生徒120名

b 調査実施期間

平成26年11月下旬から12月上旬

c 調査方法

留置調査法を用い、調査対象校の生徒には担当教員から調査目的と任意であることを説明したうえで承諾した者のみ回答を求めた。

d 回答数と有効回答率

117名（97.6%）

(Ⅰ) 授業実践前後の生徒の実態・意識調査の集計・分析

a 授業実践前

「物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考える」や「身近な物の選び方、買い物を考え、適切に購入する」といった内容の消費者教育について、共に90%以上が受講したことがあると回答した（図3）。その影響もあってか「食品は、食べられる分だけを購入

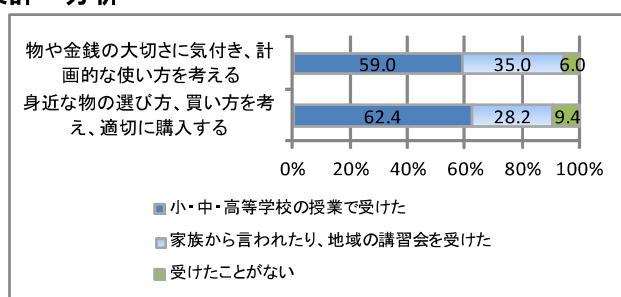


図3 消費者教育の受講状況

するようにしていますか」の問い合わせに対して、97.5%が「している、だいたいしている」と回答した。しかし、「お菓子や飲み物を購入する際、重視する点は何ですか」の問い合わせに対して、「味」「価格」に続いて「外見・見た目」を重視しており、「商品を購入する際、表示・説明書は読むようになりますか」という問い合わせには、「していない、あまりしていない」が53.8%であった。また、環境に関する質問では、「買い物をするとき、その商品が環境に配慮しているかを確認して商品を選ぶようにしていますか」では66.7%が、「地元の商品を積極的に選ぶようにしていますか」では88.9%が、「していない、あまりしていない」と回答した（図4）。つまり、商品を無駄にしないという意識はあるが、グリーンコンシューマーとしての活動への取組は高くなかったという実態が明らかになった。以上のことから、短期的視点に立った消費行動をとる力は付いているが、持続可能な社会を目指す長期的視点に立った消費行動をとる力は付いていないと言える。

b 授業実践後

「お菓子や飲み物を購入する際、重視する点は何ですか」について授業実践前と比較すると、実践後は、「味」「価格」の重視には変化がなかったが、3つ目に重視するものとして「生産国・生産地」となった。また、「商品を購入する際、表示・説明書は読むようにしようと思いますか」については83.6%が、「買い物をするとき、その商品が環境に配慮しているかを確認して商品を選ぶようにしようと思いますか」については85.3%が、「地元の商品を積極的に選ぶようにしようと思いますか」については72.5%が、「思う、どちらかというと思う」と回答した（図5）。また、記述回答にも、「地産地消を意識し、商品を買おうと思った。フェアトレードの商品も買ってみたい。」「国産や地元のものを買うようにする。」「日本人は無駄が多いので、そこを考えなければならない。」などの意見が多数あった。以上のことから、授業実践前と比較して、グリーンコンシューマーとしての活動への意識が高まり（図6）、長期的な視点に立った消費行動について考えることができるように意識が変化したと言える。

しかし、実践者から、生徒が課題に対して、もう少し考える時間があるような展開例でもよいのではないかと意見を得た。これらを参考に、今後改善を加えたいと考えている。

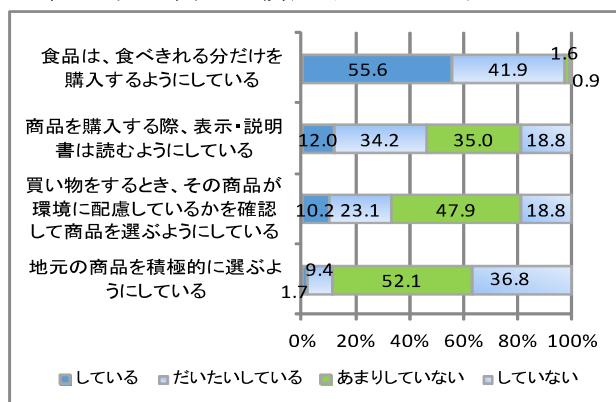


図4 実践前消費行動実態

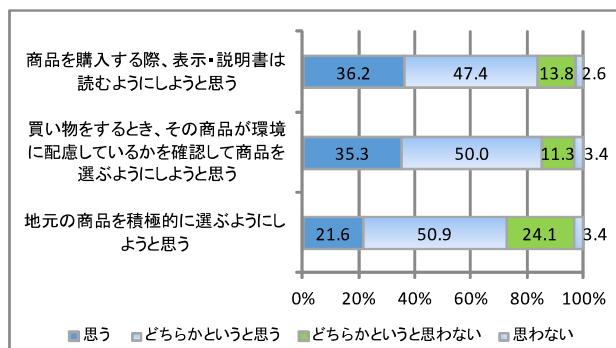


図5 実践後消費行動実態

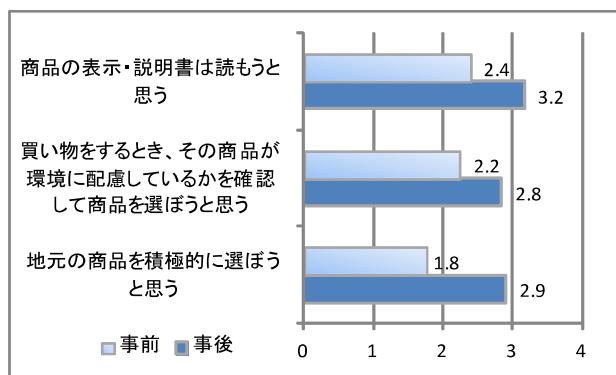


図6 消費行動実態平均値

5 おわりに

中学生、高校生、中学校教員、高等学校教員を対象とした中学校技術・家庭科及び高等学校家庭科における消費者教育の現状を把握する実態・意識調査の結果、中学校までの消費者教育で定着率が高い学習項目と、高等学校で十分な授業時間が確保されていない学習項目が明らかになった。そして、それらに基づき、中学校技術・家庭科（家庭分野）と高等学校家庭科の系統性を視野に入れた高等学校の「家庭基礎」における消費者教育の指導計画と学習指導案を作成した。具体的には、高等学校の家庭基礎における一般的な「消費生活」の指導計画（資料1－1）を、1年間を通じて「消費生活」に対する興味を継続させるために「消費生活」を他の内容に関連させた指導計画（資料1－2）と、4～6時間で「消費生活」のみを学習する指導計画（資料1－3）に分け、授業時間不足を解消できるようにした。また、資料2では具体的な学習指導案および補足資料を提示した。これらには、中学校技術・家庭科との系統性を視野に入れ、展開例に工夫を加えた。また、学習効果を高められるように、できるだけ視聴覚教材を活用したものを作成した。資料2の学習指導案に基づく授業実践とその検証は、研究上の制約もあり、「食事と健康」の本時案②だけを対象としたが、これについては、育てたい力である「生活問題に対する批判的能力」だけでなく、「生活問題解決のための実践的能力」の育成につながる考えを生徒に抱かせることができた。その他の学習指導案についても、今後実践し改善していくことで、汎用性の高いものにしたいと考えている。ただ、家庭科は生活を対象としていることから、その都度、生徒の実態や世の中の動向に合わせて改善していくことが必要であり、今後も継続してよりよい学習指導の在り方を考えていきたい。

参考・引用文献

- (1) 消費者庁「消費者問題及び消費者政策に関する報告（2009～2011年度）」
http://www.caa.go.jp/adjustments/houkoku/honbun_1_1_1.html
- (2) 総務省（2014）「平成26年度版情報通信白書」
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h26/html/nc253120.html>
- (3) 消費者庁（2014）「平成26年度版消費者白書」
http://www.caa.go.jp/information/hakusyo/2014/summary_1_2_2.html
- (4) 消費者庁 <http://www.caa.go.jp/index.html>
- (5) 消費者庁（2012）「消費者教育の推進に関する法律」
http://www.caa.go.jp/information/pdf/kyoiku_gaiyou2.pdf
- (6) 文部科学省（平成22年）『高等学校学習指導要領解説家庭編』開隆堂p. 7、pp. 11-19
- (7) 田中由美子・鳥井葉子（2010）「高等学校家庭科教員の消費者・金融教育に関する意識と指導実態—生活経営学習内容の構築を目指してー」『消費者教育』vol. 30 pp. 179-188
- (8) 消費者庁（2013）「消費者教育ポータルサイト」
<http://www.caa.go.jp/kportal/search/pdf/imagemap.pdf>
- (9) 鈴木真由子・大本久美子（2013）「中学校・高等学校における消費者教育の現状」『法教育としての消費者教育に関する研究—社会科（公民科）・家庭科の教材・授業案開発に向けてー』pp. 40-57
- (10) 文部科学省（平成20年）『中学校学習指導要領』pp. 100-102
- (11) 文部科学省（平成20年）『中学校学習指導要領解説技術・家庭編』教育図書p. 38